

# 選手の契約、登録および移籍に関する規程

## 第1章 選手契約

### 第1節 総則

#### 第1条 [目的]

この規程は、一般社団法人日本ハンドボールリーグ（以下「JHL」という。）の会員たるチームおよびその選手の契約と登録、移籍に関する事項について定める。

#### 第2条 [契約区分]

選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

#### 第3条 [アマチュア選手]

- (1) アマチュア選手とは、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいう。
- (2) アマチュア選手は、交通費、宿泊費、備品手当、食事手当、保険料、その他チームが必要と認めた手当以外を受領してはならず、これらの手当の金額は、当該経費として常識的な水準でなければならない。

#### 第4条 [プロ選手]

- (1) プロ選手とは、その所属チームと書面による契約を締結し、当該選手のハンドボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。
- (2) 前項に規定する対価のほか、労働活動や雇用に基づく対価を受領している場合であっても、プロ選手がその所属チームと書面による契約を締結していれば、プロ選手とみなす。

#### 第5条 [アマチュア選手誓約]

- (1) アマチュア選手は、JHLが定めるアマチュア選手誓約書に署名し、当該誓約書を所属チームに提出しなければならない。
- (2) 所属チームは、前項に規定する誓約書のほか、誓約書を提出した選手との間で確認した諸手当に係る書類の写し全てをJHLに提出しなければならない。

#### 第6条 [アマチュア選手誓約の原則]

アマチュア選手および所属チームは、誓約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

- ① アマチュア選手は、アマチュア選手誓約書に記載の事項を厳守しなければならない。
- ② アマチュア選手が移籍を求める場合は、所属チームは当該移籍を承諾しなければならないが、誓約は当該移籍をもって終了する。

## 第7条 [プロ選手契約]

- (1) プロ選手および所属チームは、JHLが定めるプロ選手統一契約書（以下「統一契約書」という。）を用いて契約を締結しなければならない。
- (2) 所属チームは前項に規定する統一契約書のほか、プロ選手と締結した全ての契約書の写しをJHLに提出しなければならない。但し、当該プロ選手の労働活動や雇用に係る契約の契約書はその限りではない。
- (3) プロ選手は、所属チームとの契約期間において他のチームと契約を締結してはならない。
- (4) 契約の効力は、医学上の検査が良好であること、または、査証等選手の就業に関する行政による認可を条件としてはならない。
- (5) 所属チームは、プロ選手と契約を締結するにあたって、選手が妊娠中でないこと、契約期間中に妊娠しないこと、産前産後休業（以下「産休」という。）を取得しないこと、その他妊娠または出産に関する一般的な権利を行使しないことを条件にしてはならない。

## 第8条 [プロ選手の報酬等]

所属チームは、プロ選手に対し、統一契約書に記載された報酬以外の金銭または物品を、いかなる名目によるかを問わず、供与してはならない。

## 第9条 [プロ選手および所属チームの遵守事項]

プロ選手および所属チームは、選手契約に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 契約を尊重すること。
- ② 契約は、正当事由がある場合には解除することができること。この場合、契約を解除した当事者は損害賠償義務を負わず、不利益を受けないこと。
- ③ シーズン中において、契約は一方的に解除することができないこと。
- ④ 正当な事由なく契約が解除され、相手方に損害が発生した場合には、損害賠償金を支払うこと。当該損害賠償の金額については、双方合意の下、契約で予め定めることができること。
- ⑤ 正当事由のない契約解除の場合、違反当事者に対して、JHLは懲罰を科すことができるものとする。
- ⑥ 選手の妊娠もしくは出産または産休の取得その他妊娠もしくは出産に関連した一般的権利の行使（以下総称して「妊娠および出産等」という。）を理由として、選手契約を一方的に解除してはならず、かかる契約解除には正当な事由がないものとみなされること。
- ⑦ 選手の妊娠中または産休中に、チームが一方的に当該選手との契約を解除する場合、所属チームは、当該解除が妊娠及び出産等を理由としたものでないことを証明する必要があること。

## 第10条 [プロ選手の契約年数]

プロ選手の契約年数の最長期間は5年間とし、最短期間は原則として当該契約の効力発生日からシーズン終了日（当該プロ選手の所属チームの公式試合（レギュラーシーズンおよびプレーオフを含む）終了日をいう。）までとする。

## 第2節 契約更新

### 第11条 [チームから選手への契約更新通知]

- (1) 所属チームは、その所属するプロ選手に対し、契約を更新する意思および当該契約の更新に係る条件を、「契約更新に関する通知書」により、契約期間満了の2週間前までに通知しなければならない。
- (2) 所属チームは、前項に規定する通知書の写しをJHLに提出しなければならない。
- (3) 第1項に規定する期日までに通知がない場合には、当該チームに契約更新の意思がないものとみなし、当該所属チームは、当該選手を直ちに自由交渉選手リストに登録しなければならない。

### 第12条 [自由交渉選手リスト]

- (1) 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合、所属チームは、当該各号の事由に係る選手を、自由交渉選手リストに登録するものとする。
  - ① 所属チームに選手の契約更新の意思がない場合
  - ② 所属チームと選手の契約が成立せず、契約更新されないことが確定した場合
  - ③ 所属チームと選手の現行契約の契約期間が満了した場合
- (2) 前項各号の規定にかかわらず、選手が所属チームとの契約期間終了後に移籍する移籍先チームとの間において、すでに契約の締結がなされている場合は、自由交渉選手リストに登録されないものとする。
- (3) チームは、自由交渉選手リストに登録された選手について、当該選手の所属チームに通知することなく、当該選手と契約の交渉又締結ができるものとする。

### 第13条 [契約更新しない場合の手続き]

- (1) チームから選手への通知  
チームは、契約を更新しない場合には、選手に対し、契約期間満了の2週間前までに、その旨を「契約更新に関する通知書」により通知しなければならない。
- (2) 自由交渉選手リストへの登録  
チームは選手への通知後、ただちに、当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならないが、当該登録は「自由交渉選手リスト登録申請書」により行う。

## 第2章 選手登録

### 第14条 [選手登録]

チームは、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という。）の定める「チーム及び個人の登録と移籍に関する規程」に基づき、協会への選手登録を行わなければならない。

### 第15条 [JHL登録]

- (1) JHLへの選手登録（以下「JHL登録」という。）は、日本ハンドボールJHL規約（以下「規約」という。）第72条の規定に定めるところにより行わなければならない。

- (2) チームは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをJHLへ提出するものとする。
- (3) JHLは、特段の定めがある場合を除き、チームの事前の同意なく、選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しを第三者に開示しないものとする。

#### 第16条 [出場資格を得るための追加登録期限]

- (1) JHL登録の最終登録期限は、JHLが別途定めるところによる。
- (2) 最終登録期限日の翌日以降、選手のJHL登録はできない。

#### 第17条 [登録区分]

JHLにおける選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手
- ② プロ選手

#### 第18条 [登録区分の変更]

チームは、同一シーズン中に選手の登録区分が変更となる場合、その旨を「登録区分変更申請書」によりJHLに届出なければならない。

#### 第19条 [登録人数]

JHLへの選手登録人数は、16名以上22名以内とする。

## 第3章 移籍

### 第1節 総則

#### 第20条 [移籍の定義]

移籍とは、現に選手が所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という。）を脱退し、他のチーム（以下「移籍先チーム」という。）に所属変更することをいう。

#### 第21条 [適用]

- (1) チーム間の移籍（以下「リーグ内移籍」という。）は、本章の規定に定めるところによる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、外国のクラブ（チーム）との間における選手の移籍（以下「国際移籍」という。）については、国際ハンドボール連盟および協会の規程の定めるところによる。

#### 第22条 [公式試合への出場資格]

本章の規定に基づき移籍した選手は、協会が当該選手の登録を承認し、かつ当該選手のJHL登録が完了した日から公式試合に出場することができる。

## 第2節 リーグ内移籍

### 第23条 [リーグ内移籍の種類]

リーグ内移籍の種類は、次の各号のとおりとする。

- ① アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合
- ② アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合
- ③ プロ選手がプロ選手として移籍する場合

### 第24条 [アマチュア選手の移籍]

- (1) アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先チームへ移籍したい旨を移籍元チームに申し出た場合、当該移籍元チームは、当該移籍を承諾しなければならない。その際、移籍元チームは、いかなる名目によるかを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。
- (2) アマチュア選手が、プロ選手として移籍先チームへ移籍したい旨を移籍元チームに申し出た場合、移籍元チームは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

### 第25条 [プロ選手の移籍]

- (1) チームは、プロ選手との間で、プロ選手としての契約締結に係る交渉を行おうとする場合には、当該交渉の前に、当該プロ選手が現に所属するチームに対し、書面により通知しなければならない。
- (2) 前項に規定する交渉の対象となるプロ選手は、当該プロ選手が現に所属するチームとの契約期間の満了後か、または満了前6ヶ月間に限り、他のチームと契約を締結することができる。
- (3) 契約期間が満了した選手または自由交渉選手リストに登録された選手の移籍に関しては、チームは、第1項に規定する通知を行うことなしに自由に交渉し、新たな契約を締結することができる。
- (4) 契約期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが移籍の対象となるプロ選手の移籍に係る補償につき合意し、かつ、当該プロ選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

### 第26条 [他チーム在籍選手との移籍交渉手続き]

他のチームに在籍する選手との交渉においては、当該選手がアマチュア選手かプロ選手かにかかわらず、当該選手との交渉に入る前に、書面により、当該選手が現に在籍するチームに通知しなければならない。

### 第27条 [移籍補償金]

移籍補償金については、次の各号に定めるとおりとする。

- ① プロ選手がプロ選手として契約期間の満了前に移籍する場合、移籍元チームは移籍先チームに移籍補償金を請求することができる。
- ② 移籍補償金の金額は、移籍元チームと移籍先チームの合意によって決定する。
- ③ 移籍元チーム及び移籍先チームは、前号の合意が成立する前に選手を移籍させてはならない。
- ④ 別段の定めがない限り、移籍補償金または賠償金の金額には一切の税金が含まれる。

- ⑤ 契約期間満了後の移籍については、移籍補償金は発生しない。
- ⑥ 第4号の定めにかかわらず、賠償金の金額は、選手と移籍元チームの間の契約において予め規定することができる。

## 第28条 [JHL内移籍手続き]

選手が移籍をする場合、当該選手は、以下の各号に定める手続きにより、移籍元チームから登録抹消されるとともに、移籍先チームが登録申請をし、協会およびJHLの承認を得なければならない。

- ① 移籍元チームによる協会およびJHLの登録抹消申請
- ② 移籍先チームによる協会への追加登録申請
- ③ 移籍先チームによるJHLの登録申請

## 第29条 [プロ選手の期限付移籍]

- (1) プロ選手は、書面による合意により他のチームに期限付移籍されることができる。その場合において、移籍先チーム及び移籍元チームならびに当該プロ選手は、三者間で書面による契約を締結するとともに、当該プロ選手と移籍先チームは、JHLが別に定める「期限付移籍契約書」に基づき契約を締結するものとする。
- (2) 移籍先チームと選手は、移籍元チームと選手が締結している選手契約（以下「原契約」という。）の期間内で、新たな選手契約（以下「移籍先チーム選手契約」という。）を締結するものとする。
- (3) 移籍先チームと選手との契約の種類は、原契約と同じ種類とする。
- (4) 移籍先チームと選手との契約における基本報酬は、原則として原契約と同条件とする。
- (5) 期限付移籍に際して、移籍元チームおよび当該移籍の対象となる選手の書面による同意なしに、移籍先チームは選手を第三のチームに移籍させることができない。
- (6) 期限付移籍の移籍期間は、最短で1ヶ月、最長で移籍元チームと当該選手との原契約満了日までとする。
- (7) 移籍元チームは、移籍先チームへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元チームと移籍先チームとの合意によって決定される。
- (8) 期限付移籍の期間が満了した場合、移籍先チームは登録抹消手続きを行い、移籍元チームは追加登録の手続きを行わなければならない。
- (9) 期間の延長または完全移籍への変更を行う場合は、期間満了前に移籍元チームおよび移籍先チームならびに対象となる選手の三者による合意の上、署名、捺印した書面にてJHLへその旨を通知するものとする。
- (10) 期限付移籍の契約において、移籍元チームと移籍先チームとの試合における選手の出場について制約を設ける場合には、移籍先チームはその条件を公表しなければならない。

## 第30条 [改正]

この規程の改正は、理事会の決議に基づき行うものとする。

## 第31条 [施行]

- (1) この規程は、2024年7月1日から施行する。
- (2) 移籍規程は廃止する。